



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金)
号外第 26 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 (11) (鳥取力創造課) ・ ・ 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

特定非営利活動促進法及び鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 設立、定款変更及び合併の認証についての申請の際に行う書類の公衆への縦覧は、全てインターネットを利用する方法により行うものとする。
- (2) 事業報告書等の謄写の請求をする者が負担しなければならない費用の額について定める。
- (3) 認定特定非営利活動法人の認定権限の移譲に伴い、認定申請書等の様式を新たに定める。
- (4) 認定特定非営利活動法人等の認定等を行ったときに公示する事項について定める。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

規 則

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第11号

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年鳥取県規則第44号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公告等) 第3条 略</p> <p><u>2 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公衆の縦覧は、インターネットを利用する方法により行うものとする。</u></p> <p>(役員の変更等の届出) 第5条 <u>法第23条第1項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第3号の届出書を知事に提出して行わなければならない。</u></p> <p>(定款の変更の認証申請書等) 第6条 <u>条例第7条第1項の規則で定める申請書は、様式第4号のとおりとする。</u> 2 <u>条例第7条第2項の規則で定める届出書は、様式第5号のとおりとする。</u> 3 <u>法第25条第7項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登記事項証明書の提出は、様式第5号の2の提出書に登記事項証明書を添えて知事に提出して行わなければならない。</u></p> <p>(事業報告書等の提出等) 第7条 <u>条例第8条の規則で定める提出書は、様式第5号の3のとおりとする。</u></p>	<p>(公告) 第3条 略</p> <p>(役員の変更等の届出) 第5条 法第23条第1項の規定による届出は、<u>様式第3号の届出書により行うものとする。</u></p> <p>(定款の変更の認証申請書等) 第6条 <u>法第25条第4項の申請書は、様式第4号のとおりとする。</u> 2 <u>法第25条第6項の規定による届出は、様式第5号の届出書により行うものとする。</u></p> <p>(事業報告書等の提出及び閲覧) 第7条 <u>法第29条第1項の規定により提出する書類は、様式第5号の2の提出書を添付して提出しなければならない。</u></p>

<p>2 <u>条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の閲覧は、インターネットを利用する方法により行うものとする。</u></p> <p>3 <u>条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の謄写は、次に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>謄写の請求をする者は、謄写を求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、鳥取県未来づくり推進局、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局又は日野総合事務所県民局に提出し、又は送信するものとする。</u></p> <p>(2) <u>謄写は、複写機により用紙に出力したもの若しくはスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R若しくはDVD</u></p>	<p>2 <u>法第29条第2項の規定による書類の閲覧は、インターネットを利用する方法により行うものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、法第29条第2項に規定する書類のうち、前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面の閲覧は、次に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>閲覧の場所は、未来づくり推進局鳥取力創造課、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局とする。</u></p> <p>(2) <u>閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>(3) <u>閲覧を行わない日は、次のとおりとする。</u></p> <p>ア <u>日曜日及び土曜日</u></p> <p>イ <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p>ウ <u>1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの間</u></p> <p>エ <u>その他知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された鳥取力創造課の長又は鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）が特に必要と認める日</u></p> <p>(4) <u>閲覧をしようとする者は、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(5) <u>閲覧する書類は、閲覧の場所の外に持ち出してはならない。</u></p>
--	---

－R)に複写したものの交付又はスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電子メールによる送信の方法により行うものとする。

4 謄写の請求をする者が条例第9条第2項及び第17条第2項の規定により負担しなければならない費用の額は、鳥取県情報公開条例施行規則（平成12年鳥取県規則第8号）第8条の規定の例により算定した額とする。

(合併認証申請書)

第11条 条例第10条の規則で定める申請書は、様式第11号のとおりとする。

(身分証明書)

第12条 法第41条第3項（法第64条第7項において準用する場合を含む。）の職員の身分を示す証明書は、様式第12号のとおりとする。

(認定等の申請書)

第13条 条例第12条及び第18条の規則で定める申請書は、様式第13号のとおりとする。

(認定等の公示)

第14条 法第49条第2項（法第51条第5項、第62条及び第63条第5項において準用する場合を含む。）、第53条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）及び第57条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による公示は、インターネットを利用する方法のほか、鳥取県公報により行うものとする。

2 条例第13条の規則で定める事項は、次の各号に

4 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の閲覧の中止を命ずることができ

る。

(1) 係員の指示に従わない者

(2) 閲覧する書類を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者

(合併認証申請書)

第11条 条例第6条の規則で定める申請書は、様式第11号のとおりとする。

(身分証明書)

第12条 法第41条第3項の職員の身分を示す証明書は、様式第12号のとおりとする。

(内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧)

第13条 条例第7条の規定による書類の写しの閲覧については、第7条第2項及び第3項の規定を準用する。

掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

(1) 法第44条第1項の認定、法第51条第2項の更新又は法第63条第1項の認定（以下「認定等」という。）の場合 当該認定等の日より前に法第44条第1項の認定を受けていた期間及び当該認定等を受ける特定非営利活動法人のホームページアドレス

(2) 法第58条第1項の仮認定又は法第63条第2項の認定の場合 当該仮認定又は認定を受ける特定非営利活動法人のホームページアドレス

(認定の更新の申請書)

第15条 条例第14条の規則で定める申請書は、様式第14号のとおりとする。

(定款等の提出書)

第16条 条例第15条の規則で定める提出書は、様式第15号のとおりとする。

(代表者の氏名の変更の届出)

第17条 法第53条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第16号の届出書を知事に提出して行わなければならない。

(役員報酬規程等の提出書)

第18条 条例第16条第1項の規則で定める提出書は、様式第17号のとおりとする。

2 条例第16条第2項の規則で定める提出書は、様式第18号又は様式第19号のとおりとする。

(合併の認定申請書)

第19条 条例第19条の規則で定める申請書は、様式第20号のとおりとする。

(情報通信の技術を利用する方法による手続等)

第20条 法第74条に規定する手続について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条から第5条までの規定を適用する場合は、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第73号）第4条から第8条までの規定の例による。

(情報通信の技術を利用する方法による手続等)

第14条 法第44条の2の規定により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条から第6条までの規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合における手続等については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第73号）に定める手続等の例によ

2 法第75条に規定する作成、備置き及び閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条から第5条までの規定を適用する場合は、鳥取県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第73号）第3条から第6条までの規定の例による。

様式第1号（第2条関係）

特定非営利活動法人設立認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所又は居所

申請者 氏 名 ㊟

電話番号

記

1～5 略

注 略

添付書類

1～9 略

10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

様式第3号（第5条関係）

（（仮）認定）特定非営利活動法人役員変更等届出書

職 氏 名 様

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法）第23条第1項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

る。
2 法第44条の3の規定により、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条から第6条までの規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合における手続等については、鳥取県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第73号）に定める手続等の例による。

様式第1号（第2条関係）

特定非営利活動法人設立認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所又は居所

申請者 氏 名 ㊟

電話番号

記

1～5 略

注 略

添付書類

1～9 略

10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

様式第3号（第5条関係）

特定非営利活動法人役員変更等届出書

職 氏 名 様

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

代表者の氏名 ㊟
電話番号

記

変更年月日	役名	フリガナ 氏名	住所又は居所
変更事項			

注

- 略
- 「変更事項」の欄には、新任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の移動、改姓又は改名の別を明記すること。
- 「役名」の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
- 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県が定めるところにより、それぞれの都道府県知事に届け出ること。

添付書類

- 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、当該役員について、住所又は居所を証する書面（鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。）並びに特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 変更後の役員名簿

様式第4号（第6条関係）

特定非営利活動法人定款変更認証申請書

職 氏 名 様

届出者 名 称

代表者の氏名 ㊟
電話番号

記

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	

注

- 略
- 「変更事項」の欄には、理事又は監事の別及び新任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の移動、改姓又は改名の別を明記すること。

添付書類

役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、当該役員について、住所又は居所を証する書面（鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。）並びに特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

様式第4号（第6条関係）

特定非営利活動法人定款変更認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、当法人の定款を変更することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 名 称

代表者の氏名 ⑩

電話番号

記

1～3 略

注 略

添付書類

1及び2 略

3 定款の変更が特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書

4 略

5 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合には、次の書類

(1)及び(2) 略

(3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）

様式第5号（第6条関係）

特定非営利活動法人定款変更届出書

職 氏 名 様

当法人の定款を下記のとおり変更したので、特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法第52条第1項により読み替えて適用する同法）

第25条第6項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、当法人の定款を変更することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 名 称

代表者の氏名 ⑩

電話番号

記

1～3 略

注 略

添付書類

1及び2 略

3 定款の変更が特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書

4 略

5 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合には、次の書類

(1)及び(2) 略

(3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第35条第1項の財産目録）

様式第5号（第6条関係）

特定非営利活動法人定款変更届出書

職 氏 名 様

当法人の定款を下記のとおり変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

代表者の氏名 ㊟
電話番号
記

1～3 略
注

1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県が定めるところにより、それぞれの都道府県知事に届け出ること。

添付書類 略

様式第5号の3（第7条関係）
特定非営利活動法人事業報告書等提出書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法第52条第1項により読み替えて適用する同法）第29条の規定により、下記の書類を提出します。

年 月 日
郵便番号
住 所
提出者 名 称
代表者の氏名 ㊟
電話番号
記

提出書類
1～3 略
4 前事業年度の活動計算書
5 前事業年度の年間役員名簿
6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

注
1 略
2 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の

代表者の氏名 ㊟
電話番号
記

1～3 略
注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 略

様式第5号の2（第7条関係）
特定非営利活動法人事業報告書等提出書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第29条第1項の規定により、下記の書類を提出します。

年 月 日
郵便番号
住 所
提出者 名 称
代表者の氏名 ㊟
電話番号
記

提出書類
1～3 略
4 前事業年度の収支計算書
5 前事業年度の役員名簿
6 前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
7 記載事項に変更があった定款
8 定款の変更に係る認証に関する書類の写し
9 定款の変更に係る登記に関する書類の写し

注
1 略
2 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の

事業を行う場合には、活動計算書の中でその他の事業を区分して表示し、その他の事業を行っていない場合には、脚注にその旨を記載し、又はその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載すること。

3 略

4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県が定めるところにより、それぞれの都道府県知事に提出すること。

様式第8号（第8条関係）

特定非営利活動法人清算人就任届出書

職 氏 名 様

当法人に新たに清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

清算人の氏名 ㊟

電話番号

注 略

添付書類 略

様式第11号（第11条関係）

特定非営利活動法人合併認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第34条第3項の規定により、特定非営利活動法人が合併することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

(甲)

郵便番号

住 所

名 称

事業を行う場合には、それぞれ特定非営利活動に係る事業の財産目録、貸借対照表及び収支計算書と区分して作成すること。

3 略

4 7から9までに掲げる書類は、前事業年度において定款の変更があった場合に提出すること。

様式第8号（第8条関係）

特定非営利活動法人清算人就職届出書

職 氏 名 様

当法人に新たに清算人が就職したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

清算人の氏名 ㊟

電話番号

注 略

添付書類 略

様式第11号（第11条関係）

特定非営利活動法人合併認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第34条第3項の規定により、特定非営利活動法人が合併することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

(甲)

郵便番号

住 所

名 称

代表者の氏名 ㊟
 申請者 電話番号
 (乙)
 郵便番号
 住 所
 名 称
 代表者の氏名 ㊟
 電話番号
 記

1～5 略

注 略

添付書類

1～9 略

10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予
算書

様式第12号 (第12条関係)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	所 属
	職 名
	氏 名
	上記の者は、特定非営利活動促進 法第41条第1項並びに第64条第1項 及び第2項の規定により検査を行う ことができる職員であることを証す る。
年 月 日	
職 氏 名 ㊟	

(裏)

特定非営利活動促進法 (抜粋)
 (報告及び検査)
 第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認
 定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営
 利活動法人を除く。以下この項及び次項に
 おいて同じ。)が法令、法令に基づいてす
 る行政庁の処分又は定款に違反する疑いが
 あると認められる相当な理由があるとき
 は、当該特定非営利活動法人に対し、その
 業務若しくは財産の状況に関し報告をさ
 せ、又はその職員に、当該特定非営利活動
 法人の事務所その他の施設に立ち入り、そ
 の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、
 書類その他の物件を検査させることができ

代表者の氏名 ㊟
 申請者 電話番号
 (乙)
 郵便番号
 住 所
 名 称
 代表者の氏名 ㊟
 電話番号
 記

1～5 略

注 略

添付書類

1～9 略

10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の収支予
算書

様式第12号 (第12条関係)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	所 属
	職 名
	氏 名
	上記の者は、特定非営利活動促進 法第41条第1項の規定により検査を 行うことができる職員であることを 証する。
年 月 日	
職 氏 名 ㊟	

(裏)

特定非営利活動促進法 (抜粋)
 (報告及び検査)
 第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人が法
 令、法令に基づいてする行政庁の処分又は
 定款に違反する疑いがあると認められる相
 当な理由があるときは、当該特定非営利活
 動法人に対し、その業務若しくは財産の状
 況に関し報告をさせ、又はその職員に、当
 該特定非営利活動法人の事務所その他の施
 設に立ち入り、その業務若しくは財産の状
 況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査
 させることができる。

る。

3及び4 略

(報告及び検査)

第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。

注 用紙は、縦8センチメートル、横10センチメ

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3及び4 略

注 用紙は、縦7センチメートル、横10センチメ

ートルとする。	ートルとする。
---------	---------

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第5号の2（第6条関係）

特定非営利活動法人定款変更登記完了提出書

職 氏 名 様

当法人の定款の変更に係る登記を完了したので、特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法）第25条第7項の規定により、登記事項証明書を提出します。

年 月 日

郵便番号
住 所
提出者 名 称
代表者の氏名 ㊟
電話番号

注

- 1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
 - 2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県が定めるところによりそれぞれの都道府県知事に提出すること。
- 添付書類 定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第12号の次に次の8様式を加える。

様式第13号（第13条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人認定（仮認定）申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第44条第1項の規定により認定特定非営利活動法人としての認定（第58条第1項の規定により仮認定特定非営利活動法人としての仮認定）を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
主たる事務所の所在地
申請者 名 称
代表者の氏名 ㊟
電話番号

記

1 申請の種類

- 認定

{	パブリックサポートテスト要件	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則	<input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人
		<input type="checkbox"/> 絶対値基準	<input type="checkbox"/> 条例個別指定法人

仮認定

- 2 過去の認定（仮認定）の有無 有 ・ 無
 （過去の認定（仮認定）の有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日）
- 3 認定（仮認定）取消の有無 有 ・ 無
 （認定（仮認定）取消日 年 月 日）

4 その他の連絡先等

(1) 主たる事務所の連絡先

ファクシミリ	ホームページアドレス	その他の連絡先

(2) その他の事務所の所在地

所在地	電話番号	ファクシミリ	その他の連絡先

添付書類

- 1 寄附者名簿
- 2 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第45条第1項第1号に掲げる基準（パブリックサポートテスト要件）に適合する旨を説明する書類
- 3 1及び2のほか、法第45条第1項に掲げる基準に適合する旨を説明する書類
- 4 法第47条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 5 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

注

- 1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 認定を受けようとする者のうち条例個別指定法人にあつては、添付書類の1を要しない。
- 3 仮認定を受けようとする場合は、添付書類の1及び2を要しない。

様式第14号（第15条関係）

認定特定非営利活動法人認定更新申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第51条第2項の規定により認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
 主たる事務所の所在地
 申請者 名 称
 代表者の氏名 ㊟
 電話番号

記

- 1 現在の認定の有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 パブリックサポートテスト要件 相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人

絶対値基準条例個別指定法人

添付書類

- 1 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第45条第1項に掲げる基準に適合する旨を説明する書類
- 2 法第47条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

注

- 1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 添付書類の1には、寄附者名簿を含まない。
- 3 添付書類の1のうち、過去に認定を受けるために提出された書類の内容に変更がないものについては、添付を要しない。

様式第15号（第16条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法（第62条において準用する同法）第52条第2項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

年 月 日

郵便番号
住 所
提出者 名 称
代表者の氏名 ㊟
電話番号

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の認証日 年 月 日

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款

様式第16号（第17条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人の代表者変更届出書

職 氏 名 様

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法）第53条第1項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

年 月 日

郵便番号
 住 所
 提出者 名 称
 代表者の氏名 ㊟
 電話番号

記

変更年月日	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第17号（第18条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法）第55条第1項の規定に基づき、別添のとおり書類を提出します。

年 月 日

郵便番号
 住 所
 提出者 名 称
 代表者の氏名 ㊟
 電話番号

添付書類

- 1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 2 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類
- 3 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類
- 4 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類
 - (1) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - (2) 役員等との取引
- 5 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類
- 6 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類
- 7 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類
- 8 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類
- 9 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類
- 10 法第47条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県の定めるところにより、それぞれの都道府県知事に提出すること。
- 3 添付書類の2～8は、前事業年度に係るものについて提出すること。

様式第18号（第18条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人助成金支給実績提出書

職 氏 名 様

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法）第55条第2項の規定により、当該助成の実績を以下のとおり提出します。

年 月 日

郵便番号
住 所
提出者 名 称
代表者の氏名 ㊟
電話番号

支 給 日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第19号（第18条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人海外送金等提出書

職 氏 名 様

海外へ200万円超の送金（金銭の持ち出し）を行うことになった（行った）ので、特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法）第55条第2項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

年 月 日

郵便番号
住 所
提出者 名 称
代表者の氏名 ㊟
電話番号

記

- 1 金額、使途及び予定日（実施日）

金 額	使 途	予 定 日 (実 施 日)
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日

2 事前に提出できなかった場合、その理由

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第20号（第19条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人合併認定申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第63条第1項（第2項）の合併の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
代表者の氏名 ⑩
電話番号

記

1 申請の種類

- 認 定 { パブリックサポートテスト要件 相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人
 絶対値基準 条例個別指定法人 }
- 仮認定

2 合併に係る法人の情報

	法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
合併後存続する法人又は合併によって設立する法人			
合併によって消滅する法人			

添付書類

- 1 寄附者名簿
- 2 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第45条第1項第1号に掲げる基準（パブリックサポートテスト要件）に適合する旨を説明する書類
- 3 1及び2のほか、法第45条第1項に掲げる基準に適合する旨を説明する書類
- 4 法第47条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 5 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

注

- 1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 条例個別指定基準に適合する法人にあつては、添付書類の1を要しない。
- 3 法第63条第2項の合併の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、添付書類の1及び2を要し

ない。

- 4 添付書類のうち、法第45条第1項第1号、第2号、第4号ハ及びニに掲げる基準に適合する旨を説明する書類の記載に当たっては、合併後存続する法人及び合併によって消滅する法人を1つの法人とみなして記載すること。
- 5 添付書類のうち、法第45条第1項第3号、第4号イ及びロ並びに第5号から第8号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類の記載に当たっては、合併後存続する法人、合併によって設立する法人及び合併によって消滅する法人について、それぞれ記載すること。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。